# 京都民際日本語学校規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、相互理解を深め、日本のさらなる国際化や国際交流 に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、京都民際日本語学校という。

(位置)

- 第3条 本学は、下記にキャンパスを置く。
  - (1) 京都府京都市右京区西京極北大入町69、70番地 天神川キャンパス
  - (2) 京都府京都市右京区西京極北大入町120番地 西京極キャンパス
  - (3) 京都府京都市右京区西院安塚町88番地 西院キャンパス

第2章 日本語教育課程、修業期間、収容定員及び休業日

(日本語教育課程、修業期間、収容定員)

第4条 本学の日本語教育課程、修業期間、収容定員等は、次の表のとおりとする。

部	課程名	修業期間	収容定員	授業時間数	入学月
	進学2年	2年		1,600時間	4月
午前	進学1年9か月	1年9か月	277名	1,400時間	7月
	進学1年6か月	1年6か月		1,200時間	10月
	進学1年3か月	1年3か月		1,000時間	1月
	進学2年	2年		1,600時間	4月
午後	進学1年9か月	1年9か月	242名	1,400時間	7月
	進学1年6か月	1年6か月		1,200時間	10月
	進学1年3か月	1年3か月		1,000時間	1月
	一般(就職・文化)	2年		1,600時間	4月
午前	一般(就職・文化)	2年	137名	1,600時間	7月
	一般 (就職・文化)	2年		1,600時間	10月
	一般 (就職・文化)	2年		1,600時間	1月
	一般(就職・文化)	2年		1,600時間	4月
午後	一般(就職・文化)	2年	157名	1,600時間	7月
	一般(就職・文化)	2年		1,600時間	10月
	一般(就職・文化)	2年		1,600時間	1月
	合計		813名		

(始期・終期等)

- 第5条 本学の課程は、4月、7月、10月、1月に始まり、3月、6月、9月、12月に終わる。
- 2 前項の期間を4つに分けて、次の学期とする。
  - (1) 春期 4月1日から6月30日まで
  - (2) 夏期 7月1日から9月30日まで
  - (3) 秋期 10月1日から12月31日まで
  - (4) 冬期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

- 第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 土曜日
  - (2) 日曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (4) 夏季休業(8月上旬から下旬まで)
  - (5) 梅雨休業 (6月下旬から7月上旬まで)
  - (6) 秋季休業 (9月下旬から10月上旬まで)
  - (7) 冬季休業(12月下旬から1月上旬まで)
  - (8) 春季休業 (3月中旬から4上旬まで)
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定に関わらず、 休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時休校とすることができる。 (授業の終始時刻)
- 第7条 授業の終始時刻は、校長が決める。

第3章 教育課程の内容、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程の内容)

第8条 本学の各課程別の教育課程の内容は、次の表のとおりとする。授業の1単位時間は、45分とし、 1日4単位、週20単位を基本とする。

(1) 進学2年・1年9か月・1年6か月・1年3か月課程

レベル	課程の主な内容	週当たり時間数(週数)
初級 I ①・②	日常生活に必要な場面での基本的な言いまわしを使っ	20時間(10週)
(A 1)	た会話ができる。	
	家族を含む自分に関することで、ゆっくり、はっきり	
	と、また疑問詞や大切な言葉を強調した話し方であれ	
	ば、理解し、やりとりもできる。	
	ひらがな、カタカナを使って、自分に関するテーマで	

	短い簡単な文章の読み書きができる。	
初中Ⅱ	日常生活を送る上で必要な人間関係の場で使われる表	20時間(20週)
(A2)	現や語彙が理解でき、個人(国、家族等)に関する簡単	
	な情報や意見の交換ができる。	
	公共施設等のアナウンス、看板等で最小限の情報が得	
	られる。	
	日常よく目にする漢字が理解でき、生活に関する漢字	
	を使用することができる。	
	生活や文化等に関する身近なテーマで簡単な文章の読	
	み書きができる。	
初中級	気持ちが含まれたより豊かな表現を使って日常生活、	20時間(20週)
中級 I	および良好な人間関係を構築する場で必要な会話、問	
(B1)	題解決のための会話ができる。	
	学校、仕事、旅行を含む娯楽の場で起こりうる大抵の	
	事態には対処できる。	
	身近な話題について、直接的なまとまった量の文章が	
	理解でき、意見や経験が表現できる。	
	また、理由を交えながら自分の考えが述べられる。	
中級Ⅱ	進学を希望する際に必要な専門分野の話題や抽象的な	20時間(30週)
(B2)	話題が理解でき、情報の交換や、意見が自然に述べら	
	れ、相手と良好な関係を築きながら自然なやりとりが	
	できる。	
	複雑な内容の長い文章が読め、客観的で説得力のある	
	説明文や意見文を書くことができる。	
上級	高等教育での学習や研究に必要とされる論文を含む高	20時間(30週)
(C1)	度な内容の長い文章や講義などが理解でき、的確に情	
	報を取り、要点がまとめられる。様々なテーマについ	
	て意見が適切に述べられ、文章でも表せる。	
	また、様々な場面での言葉選びに苦労せず、適切で自	
	然なやりとりが流暢にでき、相手との良好な関係を保	
	ちながら、自己主張もできる。	

## (2) 一般(就職・文化)2年課程

レベル	過程の主な内容	週当たり時間数(週数)
初級 I ①・②	日常生活に必要な場面での基本的な言いまわしを使っ	20時間(10週)
(A 1)	た会話ができる。	
	家族を含む自分に関することで、相手がゆっくり、は	
	っきりと、また疑問詞や大切な言葉を強調した話し方	
	であれば、理解し、やりとりもできる。	
	ひらがな、カタカナを使って、自分に関するテーマで	
	短い簡単な文章の読み書きができる。	
初級Ⅱ	日常生活を送る上で必要な人間関係の場で使われる表	20時間(20週)
(A2)	現や語彙が理解でき、個人(国、家族等)に関する簡単	
	な情報や意見の交換ができる。	
	公共施設等のアナウンス、看板等で最小限の情報が得	
	られる。	
	日常よく目にする漢字が理解でき、生活に関する漢字	
	を使用することができる。	
	生活や文化等に関する身近なテーマで簡単な文章の読	
	み書きができる。	
初中級	気持ちが含まれたより豊かな表現を使って日常生活、	20時間(20週)
中級 I	および良好な人間関係を構築する場で必要な会話、問	
(B1)	題解決のための会話ができる。	
	学校、仕事、旅行を含む娯楽の場で起こりうる大抵の	
	事態には対処できる。	
	身近な話題について、直接的なまとまった量の文章が	
	理解でき、意見や経験が表現できる。	
	また、理由を交えながら自分の考えが述べられる。	
	自己分析、自己 PR、求人の見方、履歴書、志望動機な	
	ど就職活動に必要な基本的なことができる。	
	日本の伝統的な文化体験から自国との違いが理解でき	
	る。	
中級Ⅱ	国際社会で必要とされる専門分野の話題や抽象的な話	20時間(30週)
(B2)	題が理解でき、情報の交換や、意見が自然に述べられ、	
	相手と良好な関係を築きながら自然なやりとりができ	
	3.	
	複雑な内容の長い文章が読め、客観的で説得力のある	
	説明文や意見文を書くことができる。	

	日本企業の文化やその特徴、日本人の特性、日本のビ	
	ジネスマナーが理解でき、日本企業で働く上で必要な	
	基礎能力が高められる。	
	日本での様々な文化体験から日本人の考え方、大切に	
	していることが理解できる。	
上級	日本企業の様々な業界において仕事を進める上で、円	20時間(30週)
(C1)	滑な人間関係を築くことができる。	
	企画書作成、プレゼンテーション等に必要とされる専	
	門的な内容の長い文章から、的確に情報を取り、独創	
	的かつ多角的に要点がまとめられ、文書で表せる。	
	また、様々な場面での言葉選びに苦労せず、適切で自	
	然なやりとりが流暢にでき、相手との良好な関係を保	
	ちながら、自己主張もできる。	
	日本での様々な文化体験から、両国の文化的差異が理	
	解でき、それを受け入れる姿勢が培える。	

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、小テスト・アチーブメントテスト・定期試験の結果、提出物成果、授業態度等を 総合して決定し、4段階評価とする。

#### (教職員組織)

- 第10条 本学に次の教職員を置く。
  - (1) 校長
  - (2) 副校長
  - (3) 主任教員
  - (4) 教員 41名以上(主任教員を含む)
  - (5) 事務統括責任者
  - (6) 生活指導担当者 3名以上
  - (7) 事務職員 3名以上(事務統括責任者を除く)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、校長に事故があるときは、その職務 を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

- 第11条 本学課程への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
  - (1) 高校を卒業した者、もしくはそれに準ずる資格を有する者

- (2) 年齢が17歳以上の者
- (3) 正当な手続きにより日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月、1月とする。

(入学手続)

- 第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。
  - (1)本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、 第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
  - (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
  - (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 学生が疾病その他やむをえない事由によって、1週間以上欠席する場合は休学とし、その事由 及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を揃えて申請し、校長の許可を受けなけれ ばならない。

休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学する ことができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

(転学)

第16条 転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して該当科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(賞罰)

- 第18条 校長は、成績優秀かつその学生の模範となる者に対して、表彰することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する学生は退学・除籍とする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがなく、学生としての本分に反した者
  - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (3) 日本国の法律を犯した者
  - (4) 学費の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者

### 第5章 学生納付金

(学生納付金)

- 第19条 本学の学生納付金は、次の通りとする。下記金額は消費税を含む。
  - (1)進学2年課程/進学1年9か月課程/進学1年6か月課程/進学1年3か月課程/一般(就職・ 文化)2年課程

初年度費用 (単位:日本円)

D4 1 2027/14	(1 = 1 1 1 1 1 7
課程名	全課程
選考料	33,000円
入学金	55,000円
授業料	750,000円
施設費	30,000円
国保料	18,000円
課外活動費	20,000円
※教材費	50,000円
留学生保険	11,000円
検定料	15,000円
請求合計	982,000円

二年目費用 (単位:日本円)

課程名	進学2年課程	進学1年9か月課程	進学1年6か月課程	進学1年3か月課程	一般(就職・文化)課
(入学時	(4月入学)	(7月入学)	(10月入学)	(1月入学)	程
期)					(全入学期)
授業料	750,000円	562,500円	375,000円	187,500円	750,000円
施設費	30,000円	22,500円	15,000円	7,500円	30,000円
国保料	18,000円	13,500円	9,000円	4,500円	18,000円
教材費	19,000円	14,250円	9,500円	4,750円	19,000円
留学生保険	11,000円	9,600円	8,500円	5,600円	11,000円
請求合計	828,000円	622,350円	417,000円	209,850円	828,000円

(納入)

- 第20条 学生は、在籍中の出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 学生が休学した場合は、前項の納入規定に関わらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合は、前項の納入規定に関わらず、別に定めるところにより、授業料の全部、又は一部を免除することがある。

(滞納)

第21条 学生が、正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、授業料を2か月以上滞納し、その後において納入の見込みのない場合には、校長は、該当学生に関して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返金)

第22条 学費の返金については下記の通りとする。

(入学前)

- 1 在留資格認定証明書が交付されなかった場合、選考料を除いた全額を返金する。
- 2 在留資格認定証明書交付後、①ビザの手続きをしない、②ビザが発給されない、③ビザは発給された が来日前に入学を取り止めた場合には、選考料と入学金を除き、返金する。学費を支払う前に入学を 取りやめた場合には、選考料と入学金を請求する。

(入学後)

- 3 入学後、6か月分の授業料、施設費、支払い済みの留学生保険料は返金できないものとする。当初の 予定を早めて退学する場合は、入学から6か月分の授業料、施設費、留学生保険料(加入済みのため 返金不可)を除き、下記の計算方法に基づき返金する。ただし、解約事務手数料33,000円を徴収 する。返金合計額が解約事務手数料より少ない場合は清算しないものとする。
  - (1) 授業料、施設費については3か月単位で返金するものとする。
  - ・3か月授業料:(2023年7月生以前)171,600円(10%消費税込)
  - (2023年10月生以降) 187, 500円(10%消費税込)
  - ・施設費:(2023年7月生以前)6,600円(10%消費税込)
  - (2023年10月生以降)7,500円(10%消費税込)
  - (2) 国民健康保険料、教材費、検定料、課外活動費については、下記の計算方法に基づき返金する。
  - ・国民健康保険料:市区町村に支払い済み分(支払予定分を含む)を除いて返金
  - ・教材費:配布済みテキスト代とコピー代等(1,000円/月)を引いて、返金
  - ・検定料:受験申込分を除いて返金
  - ・課外活動費:参加しなかった場合は返金(但しキャンセル期日を過ぎた場合は返金なし)
  - ・留学生保険:返金なし
- 4 在留期間更新許可申請が不許可となり、退学して帰国する場合は、返金しない。但し、学費支払い残額が3か月以上ある場合は、上記の計算方法により返金するものとする。
- 5 学期途中に、就労・日本人配偶者等・家族滞在・定住者等の、留学以外の中長期在留者の在留資格に変更し退学する場合、在籍が1年未満の場合は、上記の計算方法での返金とし、事務解約手数料を徴収する。ただし、残金が手数料の額に満たない場合、手数料は不要とする。1年以上学習した後に在留資格を変更した場合は、変更日を含む月までの授業料、施設費を除いて、月割りで返金し、解約事務手数料は不要とする。
- 6 法令・校則に違反し、除籍処分となった場合は、返金しない。
- 7 返金は、原則として帰国確認後、在留資格変更後に行います。返金に係る送金手数料は、受取人負担

とする。

第6章 雑則

(学生寮)

第23条 学生寮については、下記の規定を定める。

- 1 家賃は毎月25日に郵便局の口座より引き落とすため、前日までに入金しておくこと。
- 2 ごみは午前8時までに定められた場所に出すこと。その際、地域のごみ捨てのルールに従うこと。
- 3 電化製品や家具などの大型ごみを捨てたいときは学校に相談すること。
- 4 学生寮は敷地内を含め、全面禁煙とする。二足制とし、外履きのまま寮内に入らないこと。
- 5 学生寮内でペットを飼うこと、楽器の演奏は禁止する。夜10時以降は静かにすること。
- 6 教職員が学校寮の見回りをすることがある。部屋はきれいに使用すること。
- 7 入寮時に説明を受けた清掃箇所は、毎月確認して掃除すること。
- 8 入寮後、6か月は引っ越し不可とする。
- 9 引っ越し・退寮を希望する時は、2か月以上前に事務局に連絡すること。例えば、4月に入寮して9 月末に退寮したい場合は、7月末日までに連絡すること。退寮月の家賃の日割りはしないものとする。 希望の寮が空いてない場合もあるので注意すること。
- 10 学生寮から学生寮へ引っ越しの際には、清掃費用として5,000円を支払うこと。
- 11 学生寮から学生寮への引っ越しは1回のみとする。再度引っ越しを希望する場合は学生寮ではなく自分で物件を探すこと。
- 12 引っ越し後は2週間以内に住所変更し、在留カードを事務局に提出すること。
- 13 寮内の学校備品を紛失、または破損した場合は、下記の料金を支払う。

冷蔵庫	20,000円
洗濯機	20,000円
机	5,000円
椅子	5,000円
ベッド	15,000円
家の鍵	5,000円
カーテン	5,000円

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

#### 附則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

平成21年12月1日、募集時期を4月、7月、10月、1月の4期制にするにあたり、下記の条項を変更するものとする。

- ·第2章 第4条、第5条
- ・第3章 第8条
- ・第4章 第12条
- ·第6章 第24条

なお、この変更は、年4期の募集になり次第施行するものとする。

平成 24 年 12 月 1 日、一般(就職・文化)課程(2年)を設置するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

- •第2章 第4条、第5条
- ・第3章 第8条

平成24年12月1日、学費を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

•第5章 第19条

平成24年12月1日、実際の状況に合わせて実施回数を変更するものとする。

・第6章 第24条

平成26年4月1日、学費を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

・第5章 第19条

平成27年10月1日、休業日及び授業時数を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

- ·第2章 第6条
- •第3章 第8条

平成28年10月1日、収容定員を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

·第2章 第4条

平成29年4月1日、学費、収容定員を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

- ・第5章 第19条
- ・第2章 第4条

·第3章 第10条

平成29年12月1日、学校位置、課程収容定員、を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

- •第5章 第19条
- •第2章 第4条
- ・第3章 第8条
- ·第4章 第11条

平成30年6月1日、休業日を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

·第2章 第6条

平成30年12月1日、収容定員の内訳を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

・第2章 第4条

令和元年9月1日、収容定員の内訳の変更、及び課程の授業時間数及び授業内容を現状に沿って見直すに あたり、下記の条項を変更するものとする。

- ・第2章 第4条
- ・第3章 第8条

令和元年10月1日、消費税増税の為、下記の条項を変更するものとする。

·第5章 第19条

令和元年10月1日、転学についての条項を追加の為、下記の条項を追加、変更するものとする。

·第4章 第16条、第17条、第18条

令和2年10月1日、学費変更の為、下記の条項を変更するものとする。

・第5章 第19条

令和4年2月1日、休業日を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

·第2章 第6条

令和4年10月1日、課程収容定員を変更するにあたり、下記の条項を変更するものとする。

- •第2章 第4条
- ·第3章 第10条

令和4年10月1日、学校位置、及び授業時数の変更にあたり、下記の条項を変更するものとする。

- ·第1章 第3条
- •第2章 第4条
- •第3章 第8条

令和5年4月1日、教職員組織変更にあたり、下記の条項を変更するものとする。

・第3章 第10条

令和5年10月1日、課程収容定員、及び学費の変更にあたり、下記の条項を変更するものとする。

- ・第2章 第4条
- ・第3章 第10条
- ・第5章 第19条

令和6年4月1日、キャンパス住所の記載方法、日本語課程名、課程内容、学習の評価、教員組織の変更に あたり、下記の条項を変更するものとする。

- ・第1章 第3条
- ·第2章 第4条、第5条、
- •第3章 第8条、第9条
- ・第3章 第10条

令和6年4月1日、入学資格、休学、賞罰、学費返金についての規定見直しにあたり、下記の条項を変更するものとする。

- ·第4章 第11条、第14条、第18条
- ・第5章 第22条

令和6年8月1日、日本語文訂正(趣旨は変更なし)のため、下記の条項を訂正するものとする。

·第1章 第1条

令和6年10月1日、各規定についての詳細を記載するため、下記の条項を変更するものとする。

- •第5章 第19条、第22条
- ・第6章 第23条